

社会福祉法人 福都二十一

フクト21 デイサービスアイリス 運営規程

社会福祉法人 福都二十一

フクト21 デイサービスアイリス 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人福都二十一が開設するフクト21 デイサービスアイリス(以下「事業所」という。)が行う通所介護及び総合事業通所型サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所介護及び総合事業通所型サービスの従事者(以下「従事者」という。)が、要介護状態(総合事業通所型サービスにあっては要支援状態)にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な通所介護及び総合事業通所型サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の従事者は利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、排泄、入浴の介護等必要な日常生活上の世話、機能訓練の援助を行うことによって利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 総合事業通所型サービスの提供にあたっては、事業所の従事者は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 フクト21 デイサービスアイリス
- (2) 所在地 埼玉県川越市府川243番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業に従事する職員、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者) (常勤、併設の事業所と兼務) 1名
施設の業務を統括し、職員の指揮監督を行う。
- (2) 事務職員 (併設の事業所と兼務) 1以上
庶務、経理一般を行う。
- (3) 生活相談員 (常勤) 1以上
利用申し込みに係る相談・調整、利用者及び家族からの相談、市町村・関連機関との調整、その他事業運営に係る調整と事業従事者への指導等。
- (4) 介護職員 5.0名以上(常勤換算)
利用者に対する日常生活上の介護(食事・排泄・入浴・移動介助等)その他の必要な業務の提供にあたる。
- (5) 看護職員 1人以上
利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(6) 機能訓練指導員 1以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(7) 管理栄養士(栄養士) (常勤、併設の事業所と兼務) 1以上

食事提供の管理、入居者の栄養管理指導を行う。

(8) 調理員 (併設の事業所と兼務) 1以上(委託)

栄養士の作成した献立表による調理業務を行う。

(9) 運転手 必要数

利用者の送迎ならびに必要に応じて日常生活上の介護(食事・排泄・入浴・移動介助等)その他の必要な業務の提供にあたる。

2. 前項に定めるものその他、必要に応じ、その他の職員を置くものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日 左記曜日が祭日の場合は営業する。ただし、12月31日から1月3日までの期間を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後4時30分まで

(指定通所介護及び総合事業通所型サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護及び総合事業通所型サービスの利用定員は次のとおりとする。

I 通常規模型

II 定員 35人

(指定通所介護及び総合事業通所型サービスの内容及び利用料金等)

第7条 指定通所介護及び総合事業通所型サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護及び総合事業通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び総合事業通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴
- (3) 日常生活動作の生活機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) アクティビティ
- (7) レクリエーション(外出行事含む)
- (8) クラブ活動
- (9) その他利用者に対する便宜の供与

2 前項に定める支払いを受けるほか利用者から次に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 通常提供する食費(食材料費+調理費)は1食640円(昼食)、おやつは100円(1回)とする。
- (2) 特別な行事への参加 参加に要する実費
- (3) クラブ活動参加費 材料代実費

(4) おむつ、その他個人の嗜好にかかる日用品等の費用 実費

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に文書で説明を行い支払いに同意をする旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 事業所の従事者等は、通所介護及び総合事業通所型サービスの提供を行っているときに、入居者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医または施設の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は川越市、川島町の区域とする。

(通所介護計画の作成等)

第10条 通所介護及び総合事業通所型サービスの方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 従事者は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- (2) 従事者は利用者に対して適切な介護方法をもってサービス提供を行うものとする。
- (3) 常に利用者的心身の状況を的確に把握しつつ、生活相談、日常動作訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は介護サービスの利用に際しては、予め指定する必要品について持参すること。
- (2) 管理者及び従事者による安全管理上の指示に従うとともに、施設内の設備及び備品の利用に際しては十分に注意すること。
- (3) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙及び火気の使用をしないこと。
- (4) 主事の医師からの指示事項等がある場合は申し出る。
- (5) 利用前や当日の健康状態により、サービス提供を中止する場合があること。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常その他緊急の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的な避難訓練などの実施に努める。

(記録の整備)

第14条 事業所は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 事業所は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(衛生管理等)

第15条 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め必要な措置を講じ、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(苦情の処理)

第16条 事業所は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、提示、質問、照会の求めに応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導・助言を受けた場合それに従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「高齢者虐待防止・身体拘束廃止委員会」という)を月1回開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は、高齢者虐待防止・身体拘束廃止委員長とする。
2. 施設は、サービスの提供中に、施設職員又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持等)

第18条 従事者等は正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員に対して業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を記載した雇用契約書等をもって遵守させるべく必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 19 条 事業所は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該事業所の利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(地域との連携)

第 20 条 事業所は、その運営にあたり、地域住民またはその自主的なボランティア活動等の連携及び協力をおこなう等、地域との交流に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第 21 条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると思われる重要事項及び運営規程の抜粋等を掲示する。

(その他営業についての留意点)

第 22 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時 1 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 この規程に定める他、必要な事項は 社会福祉法人 福都二十一理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。(第 5 条(3) サービス提供時間変更、第 7 条 2 項(1) 食費変更)